

(参考)

飼料添加物アビラマイシンの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

アビラマイシンは、*Streptomyces viridochromogenes* を培養することにより得られるオルトソマイシン系の抗生物質である。飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、平成4年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。現在、鶏（2.5～10g 力価/t）及び豚（5～40g 力価/t）を対象とする飼料への使用が認められている。

近年、諸外国では、原体中のアビラマイシンの含量を安定化させる目的で、原体の製造過程において、製剤の賦形物質としても使用されているソイビーンミルラン*を加える方法が用いられていることから、原体の製造方法の変更について要望があった。

* ソイビーンミルランは、大豆の種子を粉砕し、又は破砕する際に得られる小薄片であり、種皮並びにそれに付着する胚乳及び胚芽からなる。通常、飼料として家畜に給与されているものであり、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価されている（平成24年4月5日府食第342号）。

なお、アビラマイシンの原体の製造方法を変更したとしても、製剤中のアビラマイシンの含量に変更はない。

平成27年3月2日農業資材審議会飼料分科会において、当該物質の基準及び規格を改正することは適当であるとの答申を得たところである。

2. 飼料添加物の基準及び規格の改正

飼料添加物アビラマイシンの製造用原体の製造の方法の基準に、必要に応じてソイビーンミルランを加える方法を追加し、粗脂肪（現行値 15.0%以下）及び粗繊維（10.0%以下）の値をそれぞれ 20.0%以下とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の改正等に係る食品健康影響評価の結果の答申を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の手続を進める。